平成２２年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市湖山町東５丁目361番地１
サーパス湖山東905号、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南２丁目488番地
債務者　川田　昭子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
鳥取県鳥取市青谷町青谷2910番地
債務者　小金みさを
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
広島県尾道市御調町市24番地２　ローズコートミツギ102号室
債務者　半田　淳江
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
愛媛県伊予市下吾川1086番地２
債務者　武市美智子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１６号
愛媛県松山市小坂５丁目10番６号
債務者　本間　貴子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４６号
愛媛県松山市桑原４丁目16―22
債務者　大河　　泉
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
愛媛県東温市野田２丁目９番地５　ウタラハウス502号相原方、住民票上の住所愛媛県松山市南土居町479番地３
債務者　中矢佐知子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
愛媛県松山市福音寺町221番地
債務者　兵頭美江子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
愛媛県今治市大西町紺原甲1283番地　鳥越社宅10号棟82号室、前住所愛媛県今治市菊間町浜1317番地、前々住所愛媛県今治市東門町５丁目12番３号
債務者　西薗　　守
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５８号
福岡県飯塚市伊岐須334番地６　コーポイギス205号
債務者　和多　春彦
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６８号
福岡県嘉麻市芥田43番地３
債務者　和田　　浩
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８８号
福岡県久留米市国分町1705番地１
債務者　千葉久美子
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２４号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番１―706号
債務者　大賀健次郎
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
債務者　田村　　操
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１９号
宮崎県延岡市下伊形町7117番地１、住民票上の住所宮崎県延岡市下伊形町1638番地１
債務者　飯干　逸子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市東桜島町1972番地の２
債務者　山下　勝也
１　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６６号
鹿児島県姶良市加治木町新生町585番地13県営第２加治木団地８棟106号
債務者　平　奈々江
１　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係